

議案第 1 号

盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について

盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

令和 6 年 8 月 6 日

滝沢市都市計画審議会会長

滝都第0712003号
令和6年7月16日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 武田 哲



盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、今後岩手県より意見照会がある予定であることから、滝沢市の意見回答案について貴審議会に諮問する。

記

意見回答案：異存なし